

鹿屋市地域防災リーダー設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、鹿屋市（以下「市」という。）における地域防災の推進を図るため、防災に関する専門的な知識を有し、地域における防災の核として市と地域を結ぶ役割を担う鹿屋市地域防災リーダー（以下「防災リーダー」という。）を設置することにより、地域の防災力を向上させることを目的とする。

(認定等)

第2条 防災リーダーは、市内に居住又は勤務し、次条の鹿屋市地域防災リーダー養成講座（以下「養成講座」という。）を受講修了した者のうち、心身ともに健康で、地域の防災・減災活動に熱意を有する者を市長が認定する。

2 市長は、前項の規定により防災リーダーを認定したときは、鹿屋市地域防災リーダー登録台帳（別記様式）に登録し、認定証を交付するものとする。

(養成講座の受講)

第3条 防災リーダーになろうとする者は、市が実施する次に掲げる事項を内容とする養成講座を受講するものとする。

- (1) 市の自然災害に関すること。
- (2) 市の防災対策等に関すること。
- (3) A E Dを使用した心肺蘇生法に関すること。
- (4) 防災マップの活用に関すること。
- (5) 自主防災組織及び地区防災計画に関すること。
- (6) その他防災リーダーの活動に必要な事項

(認定の取消し)

第4条 市長は、前条の規定にかかわらず、防災リーダーが次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すものとする。

- (1) 心身の故障のため、その職務を遂行できなくなったとき。
- (2) 市内に居住又は勤務しなくなったとき。
- (3) 防災リーダーから辞退の申出があったとき。
- (4) 防災リーダーとしてふさわしくない行為があったとき。

(職務)

第5条 防災リーダーの職務は次に掲げるものとし、その職務を遂行するに当たっ

ては、関係機関、関係団体等との連携を図るものとする。

- (1) 防災・減災に対する市民の意識高揚を図るための普及・啓発活動
 - (2) 防災情報の普及・広報活動
 - (3) 防災出前講座の活用
 - (4) 防災訓練における助言、指導及び支援
 - (5) 発災時の被害状況の確認、市への報告等
 - (6) 届出避難所の運営に関する助言、指導及び支援
 - (7) 自主防災組織が実施する活動への助言、指導及び支援
- (守秘義務)

第6条 防災リーダーは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(市の役割)

第7条 市長は、防災リーダーに対し、必要に応じて防災行政に関する情報の提供、物品等の支給、その他の支援を行う。

- 2 市長は、防災リーダーの相互の活動の情報共有等を図るため、鹿屋市地域防災リーダー会議を年2回以上開催するものとする。
- 3 鹿屋市地域防災リーダー会議の庶務は、市民生活部安全安心課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

